

第42回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成26年5月20日（火）10時00分～12時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）
長見 万里野（全国消費者協会連合会会長）
清原 慶子（三鷹市長）
ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）
中川 英彦（前京都大学大学院教授）
湯浅 誠（法政大学現代福祉学部教授）

（日弁連）

会長 村越 進
副会長 神 洋明、山田 秀雄、古賀 和孝
事務総長 春名 一典
事務次長 大貫 裕仁、菅沼 友子、兼川 真紀、谷 英樹、吉岡 毅
松本 敏幸
広報室室長 勝野 めぐみ

（説明協力者）

憲法問題対策本部副本部長 伊藤 真
人権擁護委員会第一部長 泉澤 章

以上 敬称略

1. 開会

（大貫事務次長）

それでは、第42回日本弁護士連合会市民会議を始めさせていただきます。清原委員は、少し遅参されるということで事前に連絡をいただいております。今回は、日弁連本年度執行部になってから初めての市民会議ですので、日弁連側出席者に一言ずつ自己紹介をさせていただきます。よろしくお祈いします。

（勝野広報室室長）

昨年度からお世話になっております広報室長の勝野と申します。どうぞよろしくお祈いいたします。

（松本事務次長）

日弁連事務局職員から事務次長になっております松本と申します。よろしくお祈いいたします。

(古賀副会長)

おはようございます。副会長の古賀和孝と申します。4月から副会長に就任しております。私は、民事司法改革、あと憲法問題等を担当しております。よろしくお願いいたします。

(神副会長)

同じく副会長の神と申します。第一東京弁護士会に所属しております。私は、刑事司法改革及び財務の關係の仕事をしていただいております。よろしくお願いいたします。

(泉澤人権擁護委員会第一部長)

おはようございます。泉澤章と申します。東京弁護士会の所属です。人権擁護委員会第一分會、再審裁判關係の分會に所属して、今年から分會長をやっております。よろしくお願いいたします。

(伊藤憲法問題対策本部副委員長)

おはようございます。伊藤真と申します。憲法委員会という組織が置き替わりまして、憲法問題対策本部という組織になりました。そちらの副本部長をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

(村越会長)

おはようございます。4月1日に会長に就任いたしました村越です。所属は第一東京弁護士会で、いわゆる修習期というのは28期です。山岸前会長から3期ほど若返っております。よろしくお願いいたします。

(春名事務総長)

事務総長の春名です。昨年度は副会長として、活動領域の拡大を担当しておりました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(山田副会長)

おはようございます。日弁連の副会長を務めております山田秀雄と申します。所属は第二東京弁護士会で、この市民會議の担当をさせていただいております。他に法律サービス展開本部、広報等を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(大貫事務次長)

事務次長の大貫です。修習期は42期、所属は第二東京弁護士会です。よろしくお願いいたします。

(菅沼事務次長)

おはようございます。事務次長の菅沼です。昨年からは引き続きお世話になります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(兼川事務次長)

おはようございます。事務次長の兼川です。東京弁護士会の所属です。よろしくお願いいたします。

(谷事務次長)

事務次長の谷英樹です。大阪弁護士会 43 期です。昨年度から引き続き、どうぞよろしく
お願いいたします。

(吉岡事務次長)

おはようございます。事務次長の吉岡と申します。今年 4 月から事務次長となりました。
所属は第一東京弁護士会、期は 44 期です。よろしくお願いいたします。

(大貫事務次長)

ホームページに掲載する「今週の会長」という記事があるのですが、本日撮影さ
せていただいたお写真は、そちらに掲載される可能性がございます。その点ご了承いただ
きたくお願い申し上げます。それでは、ここから北川議長に進行をお願いしたいと思います。
す。よろしく申し上げます。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

おはようございます。それでは、始めさせていただきたいと思います。委員の皆様、お
忙しい中ご出席くださりありがとうございます。今日は、豊秀一副議長、古賀伸明委員、
松永真理委員が所用のためにご欠席で、清原委員は少し遅れられるということです。

先ほど日弁連側からの自己紹介がございましたが、初めての会議ですので、委員の皆さ
んからも、簡単に自己紹介をお願い申し上げたいと思いますがいかがでしょうか。

(長見委員)

全国消費者協会の会長をしています長見と申します。よろしくお願いいたします。消費
者問題も弁護士にお世話になっておりまして、全国でいろいろお助けいただいております。
ありがとうございます。

(フット委員)

東京大学のフットです。ロースクールを出てから 2 年間アメリカの連邦地方裁判所、そ
れて連邦最高裁判所にロークラークとして勤務しまして、それからフルブライで日本の
裁判制度を研究テーマとして、東京大学で研究しておりました。12 年間、シアトルにある
ワシントン大学で主に日本法を担当してから、2000 年以来東京大学で法社会学という科目
を担当しております。テーマには、法曹養成制度、裁判制度等で、最近は ADR 関連の研究
に携わっています。どうぞよろしくお願いいたします。

(中川委員)

中川です。私の出自は企業ですが、司法制度改革に多少携わらせていただいたり、
その後、法科大学院で少し教鞭をとったりしました。隣のフット委員とは第 1 回の市民会
議ずっと、ご一緒しております。その間、法曹人口の増加などいろいろな問題がありまし
て、法曹界も大変難しい問題をどんどん抱えるようになってきたと感じています。これを
どのように解決するかは、非常に難しいことだと思います。中核になっている日弁連が、
やはり解決の中心になるべきだと思っております、それをいささかでもお支えること

ができたらいいなという気持でやっております。どうかよろしく願いいたします。

(北川議長)

議長を仰せつかっています北川です。私は政治家出身でして、特に地方自治の観点から見ますと、最近のいわゆる中央集権体制から地方分権体制に変わったときに、自治体が自己決定、自己責任という場面が頻繁に起きています。

地方自治体の事件・事故というのか、法律関係においてかなりひどい状態にあると思います。今までは、「過去の慣例に従って」とか「踏襲で判断してそんなことだろう」ということでしたが、最近のようにほとんどが法律案件になってきますと、大きな問題がたくさん出てきているという現実があります。それをわれわれは直視しなければいけないと思います。活動領域の拡大とそもそもの弁護士の在り方という問題、根元的な問題に少しずつ具体的な回答を出していかざるを得ない状態であるという感じを持っております。

したがって、委員の皆様にも市民の立場から見て、日弁連の在り方をどうするかという議論をしていただきたい。まさに活動領域の問題も含め、日弁連の在り方は大きな変化のときを迎えていますので、日弁連がうんと頑張ってくださいと体系というものをご整備いただくときかと思っております。これからもよろしく願いいたします。

(清原委員)

おはようございます。東京都三鷹市長の清原慶子です。私は、大学時代は法学部政治学科で学びました。法律については当時の必修科目と選択科目で一定程度学びましたが、法律及びその具体的知識は本当に乏しい存在です。

とはいえ、かねて司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」及び「公的弁護検討会」の委員をさせていただきました。司法制度改革本部は素人の意見を改めて聞くべきであるというご判断で、法律関係者ではない私に委員のご指名をいただきました。

私自身は当時、大学研究者で政治学・社会学を基礎として情報社会論など、利用者の視点からメディアを研究しておりました。また、司法への市民参加・国民参加といった観点から発言をしてきました。

おかげさまで刑事・裁判員制度検討会のときには、司法については私が提案した「裁判官3人ならば、裁判員はその倍の6人」という発言内容が今の制度に反映されました。素人である国民の立場として本当にありがたいと思っています。

さて、自治体では、弁護士の皆様には顧問弁護士あるいは任期付職員としてご活躍いただいているだけではなくて、三鷹市の場合は教育委員や固定資産評価審査委員も弁護士に依頼しております。個人情報保護委員会の委員や情報審査会の委員はじめいろいろところで、ご活躍をいただいています。今後も地方自治に関心を持っていただける弁護士が増えていただければと願っています。ありがとうございます。

(湯浅委員)

おはようございます。湯浅といいます。NPOに携わってきた人間で、社会保障と雇用の分野で関わってきました。ここ数年ずっと社会活動家という肩書きを使っています、訳

のわからなさ満載だったのですけれども、この4月から法政大学の教授という肩書きが加わりました。今後ともよろしくお願いします。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

3. 村越進日弁連会長挨拶

(北川議長)

それでは、まず村越進日弁連会長から、ご挨拶をいただきたいと思います。

(村越会長)

会長の村越です。本日は、大変お忙しい中、この市民会議にご参加をいただきまして、ありがとうございます。市民会議も、回を重ねて42回ということですが、今年度は第1回です。ということは、私どもは先生方のご意見を伺うのは初めてということで、半分緊張し、半分楽しみにしているところです。

新執行部がスタートして1か月半ほど経ちまして、多少は落ち着いたところですが、会内外の課題は山積という状態は変わりません。状況としましては、本日のテーマでもあります憲法問題、集団的自衛権行使容認の問題があります。日弁連はこれに一貫して反対はしております。もっとしっかり頑張れという意見がある反面で、会内では、強制加入団体であるにもかかわらず、ここまで政治的問題に首を突っ込むのはどうなのかという議論もなされております。強制加入団体ということと、人権を擁護する法律家団体という、この性格・目的のバランスをどうとって取り組んでいくのかということが、大変悩ましいところです。本日はぜひ先生方に、そのあたりについてご意見をいただければと思っております。

あとお話が出ましたが、法曹養成問題、それから法制審議会特別部会の刑事司法改革、いずれも大詰めと申しますか、胸突き八丁という状況になっております。なかなか会内の議論、会員が求めるものと現実に出来上がってくるものに、かなりの開きがあるということで、難しい状況にあります。

また、私が言うのも変かもしれませんが、日弁連の常識は世の中の非常識というか、世の中の常識は日弁連の非常識みたいないところがあります。会内議論と広い世の中の人々との議論が、なかなかうまくかみ合わないという永遠のわが組織の課題というの抱えているところです。このあたりについても、まさに市民を代表される委員の皆様方から、日弁連がどうあるべきかについてご指導を賜れば、大変この会議の意義があると思っております。2年間お世話になりますけれども、よろしく願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

それでは、議事録の署名人を決定したいと思いますですが、私からご指名をさせていただいて、中川委員と湯浅委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

5. 議事

議題①集団的自衛権の行使容認に関する憲法解釈の変更について

(北川議長)

それでは、議題に入ります。お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

第1の議題として、「集団的自衛権の行使容認に関する憲法解釈の変更について」を検討していきたいと思います。まず、伊藤真憲法問題対策本部副本部長からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(伊藤副本部長)

着席のままよろしいでしょうか。それでは、少しお話をさせていただきます。

皆様のお手元に、資料を配付させていただいております。「重ねて集団的自衛権の行使容認に反対し、立憲主義の意義を確認する決議（案）」というものや、「集団的自衛権。それは、外国のために戦争すること」というリーフレットなどを配付させていただいております。

村越会長の今の話にもありましたように、この集団的自衛権の行使容認というものに対して私どもは反対をするという決議を今年の5月31日の定期総会でも決議しております。

言うまでもないことですが、日本弁護士連合会は、社会正義の実現と人権擁護を目的にしております。そして、その人権というものは日本国憲法のもとでしっかりと保障していく。法律家集団なので、憲法のもとで仕事をする。それが使命になっております。ですから、憲法の価値をいかに実現していくのか、これがこの法律家の重要な役割と考えています。

憲法そのものについて、いろいろ批判的な意見を持っている会員も少なからずいるわけですが、現在の憲法のもとで仕事をする以上、この現在の憲法に適合するような形で法制度や、また国家の運営が行われなければならない。そこは全員共通の認識と考えてよろしいかと思います。ですから、憲法改正そのものについて賛成・反対いろいろな考え方を持った弁護士、会員がいるのは当然のことではあります。しかし、現在の憲法のもとでどのように政治が運営されなければならないのか。この点は憲法に適合する形で、この国の政治が進められなければならない。この1点においては共通認識を持てるものと考えております。

そういった観点から、これまでも憲法の価値、重要な価値であるところの平和主義や立憲主義、人権擁護、こういった様々価値についての決議、意見の表明などもしてきました。

そのような流れの中で、昨今、安倍政権になりまして、この集団的自衛権を行使できる

ように解釈変更しようですとか、また、今は少し落ち着いているところでありますけれども、国家安全保障基本法という法律などを制定しようといった動きが昨年あたりから、活発になってきました。

そこで私たちもこの動きに対して、今の日本国憲法の価値に適合するように政府は仕事をしなければならない、それに反するようなものに対しては反対の決議を出してきました。昨年5月31日の第64回定期総会においては、「集団的自衛権の行使容認に反対する決議」を出しました。この時点においても、日弁連のこれまでの考え方を確認した上で、こうした集団的自衛権の行使に関する解釈の変更、これまでの政府の解釈を内閣で変更することに反対しました。

それからもう一つは、集団的自衛権の行使を容認しようとする法律、国家安全保障基本法という法律に、立法の動きがありました。それにも強く反対するという内容の意見書を昨年3月に出しました。

その後、日弁連の中でも様々な議論を重ね、本年5月3日、会長談話を発表しました。その中で集団的自衛権行使容認の動きは平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えてしまうものだということで整理いたしました。配付資料の1/42ページに載せておりますが、この集団的自衛権の行使容認の動きは、これまでの平和国家の在り方を根本から変えることになる。そして、このような変更を国民の中で十分に議論されることなく政府の判断だけで行われることはまた立憲主義に反する、憲法の存在意義を失わせることであり、絶対に認めることはできないと強い意志を確認させていただきました。

そして、日本が侵略戦争への反省の下に徹底した恒久平和主義を堅持するということは、日本の国内の問題というだけではなくてアジアの諸国民の人々との信頼関係を構築し、平和な社会を創り上げる礎になる重要なものなのだとすることも確認させていただきました。

先日、憲法問題対策本部というものを発足させました。まさに、この憲法問題に対して日弁連をあげて運動もしていき、単に研究調査をするだけではなく市民の皆さんたちに積極的に働きかけ、憲法に反するような動きにはっきりと反対をしていくという運動も進めさせていただきたいという趣旨から憲法問題対策本部を発足させました。立憲主義というものをしっかり守り、徹底した恒久平和主義を守る。そのために全力を尽くす決意を示させていただいた次第です。

5月15日にも、安倍首相が安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）の報告書を受けて、政府の基本的方向性というものを発表しました。それに対しても、翌日16日に、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書を受けて発表された「基本的方向性」に対する会長声明を出しています。

簡単にその内容を紹介させていただくと、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるという考え方について、首相が今後さらに研究を進めていきたいとし、その上で憲法解釈の変更が必要と判断されれば、閣議決定を行うとおっしゃいました。その部分に関して、私たちは、特に限定的に集団的自衛権の行使をすること、そのための憲法解釈の変更

に関する閣議決定という方向を示されたことに対して強く反対するという会長声明を出しました。

特に集団的自衛権は、日本が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって他国への武力攻撃を阻止しようとするものであり、日本が他国のために戦争することを意味する。ここではっきり日本が他国のために戦争することを意味するものだというを、具体的に示しました。

そのために、例え限定的なものであったとしても、これまで日本国憲法のもとで戦争をしない平和国家であるという日本の国の在り方を根本から変えることになる。このような憲法の基本原理に関わる重大な解釈の変更が、国民的な議論もなく、時の政権の判断のみで行われることについて、立憲主義に反し、憲法の最高規範性を失わせることであり、認めることはできません。解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に強く反対するという会長声明を5月16日に出しました。

繰り返しになりますが、集団的自衛権そのもの行使することに、例えば憲法を改正して集団的自衛権の行使を認めるということについては、まだ会内で様々な議論があるために、なかなか一致を見つらいところでもあります。しかし少なくとも今の憲法の下で、単に政府が解釈を変更することで集団的自衛権の行使を容認する動きに関しては、日弁連をあげて強く反対するというところについては、一致を見ていると言ってよろしいかと思いません。

昨年5月31日に定期総会における決議を採択しました。本年もまた、今月30日に仙台で定期総会を行います。そこで、重ねて集団的自衛権の行使容認に反対し、立憲主義の意義を確認する決議というものを採択しようと、今準備をしている最中であります。

この決議案は、今まで日弁連が主張してきたことを基本的には繰り返すようなものがあります。この1年間の政府の動きは急速に一定の方向に舵を切っているように見えるのですから、例えば国家安全保障会議、日本版NSCと呼ばれるものの設置、国家安全保障の戦略、また防衛大綱、中期防衛整理計画等々の閣議決定、さらには個別法の改正の動き、そして集団的自衛権の解釈の変更の閣議決定などの動きです。そういった方向性を紹介しまして、特に今回は限定を付したものであったとしても、この集団的自衛権の行使容認は認められないということをしつかりと指摘しておこうという内容になっております。

そして、平和的生存権を定め、また、この徹底した恒久平和主義は世界に誇りうる先駆的な意義を有するものだというを再度確認させていただきながら、どうしたらいいかと考える。やはり軍事力に頼るのではなく共通の安全保障を追求するほうが、より現実的な平和構築につながるのではないかとこのところまで踏み込んで、このような決議を採択しようとしているところです。

決議案の最後の4行のところで、当連合会は、ここに重ねて政府が憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を容認しようとすることに対し、立憲主義及び徹底した恒久平和主義に反するものとして強く反対する。現在の憲法の下では、これは到底容認できること

ではないという日弁連の意識を再度確認し、また市民の皆さんにもしっかりとこれを発信をしていきたいと考えているところです。現在そのような状況であります。以上です。

(北川議長)

どうも伊藤副本部長、ありがとうございました。この件につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたしたいと思えます。それでは、どうぞ。

(湯浅委員)

憲法問題対策本部をつくられて今後運動をやっていくということで、いろいろなやり方があると思いますが、最終的にはやはり世論全体の支持が重要になってきます。若干反対のほうが多いけれども、微妙に拮抗しているくらいのパーセンテージだと各紙報道を見て思えます。弁護士の枠組みを超えて、一般の方たちに伝えていくというときに、どういう戦術が考えられるでしょうか。

私から少し付け加えると、この決議にしてもパンフレットにしても、とても真つ当なのですが、こういう場合に何もできなくていいのかというのが、今出ている理屈なのだと思うのです。そこと話をからませていく必要があるのだと思うのですけれど、やはりこちらの意見を聞けばそうだと思う、あちらの意見を聞けばそうだと思う人もたくさんいます。そういうことを含めて、憲法問題対策本部としてどのように理解を広げていくか、世論を醸成していくかを何かお考えのところがあれば教えてください。

(伊藤副本部長)

本当に一番難しいところですね。一番頭を悩まされているところですが、何か日弁連が主導的に市民を引っ張っていく、一定の方向にぐいぐいと向かう、そういう運動のイメージではないように思えます。

むしろ、市民の皆さんにまずはもっと憲法を知っていただくということもそうですし、この集団的自衛権の意味をしっかりと知っていただくということからです。そして、その市民の皆さんが市民集会やパレードといった様々な運動を試みたり、市民団体が全国の様々な小さなところから大きなところまで、いろいろな活動をされる。そこにそれぞれの地域の弁護士や弁護士会、もちろん日弁連もそうですけれども、寄り添うような形でのサポートをし、連帯の発言をさせていただくような形で、市民と一体となって協力しあうようにしなくてはいけないということを考えております。

そういう意味で、情報を発信して憲法について、そして集団的自衛権の本質を知っていただく。特に昨日の安倍首相のパネルを使って、お父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんたちの命が云々という、あのような情緒に訴えかけるようなアピールをしてきますから、その本質はどこにあるのかをもっと市民の皆さんに知っていただきたい。そのために先ほどのリーフレット等を使いながら、市民に寄り添っていく。

ただ、日弁連としても、シンポジウムのような、市民の皆さんに来ていただいて一緒に考える場、催しを幾つかやっというと考えております。5月24日には、東京の三つの弁

護士会が中心にはなるのですが、そこに日弁連も加わりまして、集団的自衛権の行使に反対する「第23回憲法記念行事シンポジウム—集団的自衛権は日本にとって必要か」行います。

その他に今予定しているところでも、8月23日の土曜日にセミナーを行います。8月の終わりで、子どもたち、特に小学生が夏休みの宿題などで大変な時期ですので、夏休みの宿題に引っかけて親子で考える集団的自衛権の学習会というような、市民の皆さんが興味をもってもらうような工夫をして参加いただけたらいいと思っております。まだ中身は具体化していませんが、8月にそんなことをやろうとしております。他にも10月7日には、アジアの視点で、大韓民国の弁護士会と共催をして何か催しができたらと考えています。

弁護士会としてはそういった幾つかのシンポジウム等を実施し、そして先ほどのリーフレットのようなものをまた何種類かつくってお配りをし、市民集会にこちらから出向いて行って、いろいろとお話をさせていただく。現時点ではそのようなことを行っています。

それから、政治家の皆さんにいろいろと働きかけをして、よりご理解をいただくような動きも積極的にしていかなければいけません。準備もさせていただいています。

全国で幾つか街頭宣伝のようなものも行っています。繰り返しになりますが、基本的には、日弁連が主導となって市民の皆さんをリードするというイメージではなく、市民の皆さんに寄り添う形にしています。全国の弁護士会が地元の皆さんにいろいろ発信をしていき、下から積み上げていくようなイメージで、日弁連としてもこの運動を進めていけたらいいと考えております。

(湯浅委員)

もう一言よろしいですか。

(北川議長)

どうぞ。

(湯浅委員)

ありがとうございました。これも要望という感じになります。立場をととても鮮明にされていらっしゃるのでも難しいかもしれませんが、普通の市民団体にはできないようなことを日弁連にはやっていただきたい。普通の市民団体では、やはり反対派は反対派の人しか集まらず、賛成派は賛成派の人しか集まらずに、そこが交わらない。結局その間で対話されることもなかなかなく、最後は世論調査でどっちが多かったかという話になったり、あるいはいろいろな意見があるけれど、やはり政府としてはこうするという決断で物事が進んだりする。賛成派と反対派の両者が議論をする場づくりが難しいと思っています。

そういう観点からすると、日弁連の中には賛成派も反対派も含めて様々な立場の方がいらっしゃると思います。そういう方々が話をするのを、それこそ市民の皆さんが見て、自分で考える素材を提供する。こうも言われているけれども、あちらからはこうも言われている。それをどう判断するのかという問題を投げかけ考えてもらう場づくりをしていただきたい。これは世の中にできる方はあまり多くないものですから、日弁連の取組の一つに

なったらいいという要望です。

(伊藤副本部長)

とても貴重なご意見をありがとうございます。それぞれの弁護士会などで行うシンポジウムでも、できるだけ両論が聞けるような場を、今でも少しはあるのですけれども、さらに進めていきたいと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。どうぞ。

(フット委員)

弁護士会としてできる運動の限界はどこにあるのでしょうか。アメリカの場合ですと、州によっては弁護士会は任意団体であったり、強制団体であったりします。強制、つまり弁護士会に入らなければ登録できない州ですと、私の理解では、弁護士会のできる活動は法曹制度に関連する、または裁判制度などに関連するものであれば問題ありません。しかし、政治的であると解釈されると、会費を払わない、サポートしないなどということになります。最高裁の判例で会費免除を認めなければならないという判決まであります。先ほど村越会長のご挨拶に、会内では必ずしも意見は統一しているわけではないというお話があったように思いますけれども、そういう場合、弁護士の中から弁護士会としてここまでやるのはいけないなどという声はあがっているのでしょうか。あるいは今後あがる予想はあるのでしょうか。

(村越会長)

昨年の定期総会で決議をした際も、少数ではありますけれども、そういう意見を述べられた会員はいたと思います。本年5月30日の定期総会に向けて、おそらくこの決議案について、各弁護士会でご検討いただいていると思いますが、その議論の過程では、あまりにも政治的な色彩が強い決議ではないかという意見もあるようです。強制加入団体という性格からすれば、はみ出していておかしいという意見がある程度出されていると承知しております。おそらく本年の定期総会でも、そういった意見が1年前より増えるだろうという気はしております。

伊藤副本部長が言われましたけれども、日弁連は政党でも政治団体でもない、強制加入団体です。基本的には憲法の立場で検討して問題提起をし、情報提供をしていくと。それで最終的には国民・市民が大いに議論して決めていただく問題なので、そういう国民的な議論のお役に立てるようなことをやりましょうというのが、基本的なありようだと思っております。

先ほど湯浅委員のご質問の中で、もう少し今言われているようなこととかみ合う議論をというお話があったのですが、今もつばら言われているのは、安全保障環境がこれだけ厳しくなってきたときに、今までのとおりのことを言っていたってだめなのではないかという議論だと思います。日弁連がそこを言い出すと、それは安全保障政策について、つまり政策論の話になってしまうわけです。

中国をどう見るか、北朝鮮の脅威をどう見るか、様々に意見が分かれてしまうわけです。政策論はしない、あくまで憲法論なのです。基本的には立憲主義という一点で何とか合意を得て、立憲主義だけではなくて、恒久平和主義もありますけれど、要するに憲法の基本理念・基本原理を大切にしていきたいと思いますということで、法律家団体としての合意をついているわけです。政策論には基本的には立ち入らないということなのですが、そこが非常にかみ合わないところで、あちらはこれで日本が守れるのかと言ってくるのに対して、こちらは憲法は大事であると言っている。平行線のような議論になってしまうので、そこは難しいと感じています。

できるだけウィングを広げたいというのは、常に思っています。日弁連は不偏不党でやっているわけですので、特定の政治的立場、あるいは特定の政党と極めて仲良くやっているということでは決してありません。そういう誤解を与えないような連携も模索していかなければいけないと思っています。日弁連主催ではない集会に行くと、安倍政権打倒という印象をとて受けることがあって、旗からスローガンからある集会もあるわけです。この集団的自衛権の行使容認に反対ということでは一致していますけれども、そういうところに日弁連が出ていって、あたかも政権打倒勢力の一翼という見方をされるのは違うだろうと思います。その連携も非常に気を遣っていかなければいけないと思っています。

(北川議長)

よろしいですか。では、中川委員。

(中川委員)

おっしゃるとおりだと思います。私も会長談話を拝見して最初に思ったのは、少しきれいすぎるという印象です。とにかく、集団的自衛権というものは憲法上認められない、だから閣議決定で変更するなどというのはとんでもないという、それだけの話をおっしゃっているわけです。

では、なぜそれに反対するのですかと問われたとき、一般の市民にとっては、憲法がどうだというより、やはり中身の問題に関心が向きます。集団的自衛権を行使しなければいけないと言っているのだから、それに反対するなら、なぜいけないのかということも併せて説明しなければ具合が悪い。

それは憲法で禁止されていると言っても、されていないのだと言う人もいるわけですから、そこのところは議論になります。ですから、形式的な議論の他にこの問題を取り扱おうとすれば、どうしても実体的な議論もしなければいけないと私は思います。

5月15日に安保法政懇(安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会)が報告書を提出しました。私も時間をかけて読みましたが、あの中で言っていることは、結局、抑止力を高めるために必要だということと、それから米国との関係についてです。米国のおんぶにだっこではいけないのではないかと、もう少し日本も一緒に防衛に加担をして、ともにやらないといけないのではないかと。その二点に尽きるような気がしました。

そうしますと、そういうことの是非については、将来的には必ず大きな問題になってくるように思います。そういう議論を避けて、憲法上禁止されているからやめましょうというのでは、悪い言葉で言えば底が浅いといえますか、きれいすぎるという気がします。法律家団体である日弁連が、こういうもので一本化しているということは、かえって日弁連の利益といえればおかしいですけれども、そんな団体なのかと見られないこともないと思ひまして、若干危惧を抱きました。この問題についておっしゃるならば、中身を伴ったほうがいいと思います。

それから先ほど伊藤副本部長がおっしゃったように、要するに国民へのPRをするときに、政治的スタンスから離れて、どこに問題があるのか、どういう方向性が考えられるのかについて、啓蒙的な活動にスイッチするというのも可能だと思います。これを本当に一本で追及されたときに、本当にそれでいいのだろうかという感じがします。私も結論には賛成なのですけれども、もう少し啓蒙的な活動に注力をされたほうがいいのではないかというのが率直な印象です。

(伊藤副本部長)

まさにご指摘のとおりです。私たちもこういうものをつくりあげるときには、いろいろな思いを込めて、最初の案はつくりあげます。ご指摘いただいたように、実態部分のところ、なぜ集团的自衛権というものが問題なのかということですね。例えば抑止力という言葉がありますが、この言葉は簡単に言えば脅しです。いざというときには戦いますという決意を示すということです。報告書でもそうですけれども、例えばこのままだったらやられっぱなしという部分を中心にあって、では集团的自衛権を行使した後にどのような世界が待っているだろうかということについて、様々なデメリット、例えば日本がテロの標的になってしまう、敵が増えてしまうというような、リスクの部分がかく欠落しています。ですから、集团的自衛権を行使することによる市民の危険性というかリスクというか、そういった部分もかなり入れ込んで思いを込めたものを、最初は用意します。しかし、共通点というところを残してだんだんとそぎ落としていきますと、ご指摘のとおり、何かおもしろみもないような、いかにも表面的、はっきり言えば建前論的なものだけが残ってしまう結果になります。私なども個人的には、うーんと思ってはいます。ですが、先ほどから繰り返し申し上げているように、みんなで合意をするというところを突き詰めていくとぎりぎりなのです。

ですから、この決議とはまた別の形で、実働部隊みたいなもので、様々なシンポジウムの中で両方の意見を戦わせるという中で、もっと伝えていきたいと思っています。決議とは別の形で、その中身の部分を伝えていくことしか、今のところはないのかなと思っています。

ただ、ご指摘いただいたのは本当にそのとおりだと思っています。ここを何とか乗り越えないと、日弁連はそれだけの団体かと思われてしまうのはとても残念だと、個人的には思っております。

村越会長からは何かありますでしょうか。

(村越会長)

うまいフォローはできないのですが、お配りしたリーフレットに、元内閣法制局長官の阪田雅裕氏が書かれているのですが、法律家のスタンスはどうしてもここら辺にならざるを得ないといえますか、ウィングを広げるという意味においても、その中身について言っているのではなくて、やはり憲法の立憲主義というのを壊してはいけないというところで広く一致できるのではないかとということです。先ほど伊藤副本部長も言いましたけれども、集団的自衛権の行使を認めるか認めないかを言っているわけではないのです。もし本当に認められたいのであれば、手順を踏んで憲法を改正してやるべきであって、このような形でやるのは認められません。そこについては、いろいろな立場の方が幅広く一致できるのではないかと考えています。無味乾燥かもしれませんが、一線を引いているということではあります。

(中川委員)

会内合意というのがこういう形で形成されるのは、それはやむを得ないと思います。しかし、これが外へ出たときに、一般の市民がそれをどう理解するかといえば、また別の話なのです。そこをよく考えないといけません。会内の議論は外へは出ません。文書だけが出るわけです。法曹団体の考え方はこういうものかと受け取られるのです。

しかも、形式論に終始しているといっても、実質的に解釈されてしまっていると思いますので、そのインパクトをやはり十分考えておかなければいけないというのが、私の考えです。

(北川議長)

よろしいですか。

(長見委員)

感想めいた意見になってしまいます。一般向けにはどうか、私たちのような者にとっては、現行憲法の下での解釈を強くおっしゃっているところが、とても印象的なのです。では、憲法改正を求めていらっしゃるのかということには、少し考えるところはあります。その辺のニュアンスというのはとても重要ですし、法律を考えるという意味では、きちんと憲法と集団的自衛権とを区別してというか、スタンスをはっきりして考えるということは重要だとよくわかりました。そういう点をもう少し強調していただいてもいいのではないかと思います。

それから、もう一つ、閣議決定でいろいろ決めていくということが今進行していきまして、私たちも危機感を持っています。せっかく何年もかかって運動をしてつくりあげた法律が、閣議決定で解釈を変えられるということは、実は消費者分野にもあります。例えば商品先物取引の消費者勧誘の問題の緩和なども、法律そのものを動かすことなく、審議会のようなもので決めていくというのでもなく、閣議決定のようなもので提案されてパブリックコメントにいきなりなってきたりしているのです。こういった傾向があります。それから規制改革

会議などで、その分野の人たちが苦勞して協力してつくりあげてきたものを、しかもそれが出来上がってから2年ほどしか経っていないのに、パッと方向性を変えることをなされてきているということには、少し危機感をもっています。関連してという話ですけれども、現政権の考え方というのは、注意したほうがいいのではないかと考えています。あくまで感想です。

(北川議長)

こちらに対してはどうでしょうか。

(山田副会長)

日弁連が強制加入団体であるということは、先ほどフット委員のお話にもありましたが、3万5,000人の会員の中には、政治的にはいろいろな考え方を持っておられる方がいて、それを集約するということは、強制加入団体としてどうかという議論はあります。

ただ、同時に法律家団体として法律の専門家団体として、おそらく弁護士は、憲法学者の次に憲法に関しての専門家だろうと思います。その中で、憲法解釈について、きちっとした解釈がされてないということについては、やはり社会に対してアピールしていく責任がある団体だろうと思うのです。逆に言うと、そこをきっちり押さえておくことが大事で、いわゆる安全保障の問題という政治的な側面のことについて積極的に発言していきたい方も多分いると思うのですが、それをしてしまうと、強制加入団体としての日弁連の存在というのは難しくなる。大変苦しいのですが、やはりどうしてもある種の足かせがあることはやむを得ないことで、公表される会長声明や意見書を見ていただくと、3万5,000人の会員が、こういうシンプルな考え方で一色なのだという印象を与えることについての危惧は、今お話を聞いていて非常に感じました。もう少し憲法というものを考えていくときに、閣議決定で解釈変更を行うとなぜ問題なのか、立憲主義とは何なのかというお話を、もっと柔らかくしていかなければいけないという印象を強く持ちました。

(北川議長)

では、お願いします。

(清原委員)

一言お話します。本日、村越会長がおっしゃったことで、本当に大事なことが幾つもあったと感じ、改めて日弁連の存在意義を確認いたしました。それは、「強制加入の法律家団体」として、全体としての合意を得るように努めることは大変意味があることで、今山田副会長がおっしゃいましたけれども、そのために何よりも「立憲主義」、つまり「憲法に基づく法治国家である」という観点から、しっかりと論点をまとめて表明していくという努力をされているということです。

それから、「不偏不党」であり続けたいということの意義です。弁護士も法律を第一義的基盤にお考えであっても、それぞれに政治的な価値観は当然お持ちですし、多様であると思います。尊重されるべきだとも思います。けれども、本日、村越会長も伊藤副本部長も山田副会長もおっしゃったように、「不偏不党」の立場を保ちながら、「立憲主義」の意義

をきちんと伝えるために、この取りまとめをされているということです。

私は自治体で仕事をさせていただいていますが、市民も本当に価値観は多様です。政治的にも多様です。ですから、国民・市民の皆さんがそれぞれ自由闊達にご議論いただくことが保障されているベースには、憲法に定められた「基本的人権の尊重」があるのだということと、「法的な手続きによって法律も条令も定められている」ということを、信頼していただくことが大事だと思うのです。

委員の皆様から、少し何か曖昧なところがあるのではないかと、あちこちに配慮があるのではないかとのご感想もありましたし、5月30日の定期総会でもおそらく様々なご意見が出ると思います。「立憲主義に基づいた法治国家の在り方」の一つとして、今回は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会報告書を受けて発表された基本的方向性」が一つのテーマだと思いますけれども、今後もいろいろなテーマがあるかもしれません。改憲論、加憲論もあれば、護憲論もありますし、多様だとは思いますが。ぜひ5月3日の憲法記念日がある5月に、何らかの決議をまとめられることの意義について、会長をはじめとした執行部が、多くの弁護士の皆様に最大限のご理解をいただくように取組まれることは、有意義なのではないかと思えます。

本当に難しいお仕事だとしみじみ本日のご説明で実感をしました。感想ですので、お答えは結構です。

(中川委員)

よろしいですか。運動の仕方ですね。これをどの程度やられるかということで、日弁連としてはこうだご説明いただきました。では各地の弁護士会ではどうなのでしょう。シンポジウムを1回は開きましょうと、そういうことまで決められるのか。具体的な議論が問われるのではないかと、私は思います。

その運動論については、どうお考えかという政治的判断は別ですね。けれども、基本的にそういう立憲の問題などを議論していくということだと思います。

学生と話をしていて、日本ですと反対の人は反対、賛成の人は賛成という、二元論があるわけです。私は側聞ですから全体的なことは詳しくわかりませんが、ドイツは酒場へ行っても、その議論で一般の国民が徹底的に議論をしているといいます。そういったデモクラシーの土壌とでもいうべきものがあるのだと聞いたことがあります。学生と話をしていて、民主主義、立憲主義という言葉を生まれてはじめて聞いたのではないかとというような方が、大学生の中に非常に多いのです。経済主義、偏差値教育などということだと思うのですけれども、そのあたりをどう補っていくか。今回、こういうことで明確に出てきた問題かなと思えます。

取り上げ方はいろいろあると思うのですけれども、運動論を5月30日の定期総会を契機に、さらにどうしていかれるのでしょうか。

(伊藤副本部長)

ご指摘いただいた全国にあるそれぞれの弁護士会で、例えばシンポジウム、あとは声明

や決議を上げてくださいという形ではお願いはしています。お配りした資料の 2/42 ページに、例えばこの集団的自衛権に関連するもの、会長声明を中心に、会長談話や決議を全国の弁護士会で上げさせていただいています。この他にもシンポジウムや市民との様々なイベントをそれぞれの地域で盛り上げてほしいということは、お願いをして進めていこうと思っております。

また、今ご指摘いただいた、そもそも自分の意見と違う人と議論をする、討論をする。自分と考えの違う人の話を聞いて、また自分の意見を高めていくという、民主主義にとって最も根本的な部分のところを、私もそうですけれども、これまであまりこの国では訓練されてきていないところが正直あるかと思うのです。

ですから、若い方々、中学生、高校生、大学生なども巻き込んだ形で、憲法教育という言葉が違いかもかもしれませんが、法教育、市民教育というものと絡めながら、いろいろなテーマについて議論をする機会を設ける。各弁護士会で学校に行っているいろいろな話をしてみたり、中学生、高校生を集めてイベントをやったり、今までも行ってきましたけれども、もっとそれを推し進めていくということは、とても重要なことかと思えます。

今回、たまたまこういったテーマではありますが、これからますます議論が分かれるテーマについて、いろいろとこの国は問題になるだろうと思います。そういうことを市民が議論できる土壌を少しずつつくっていくことも、立憲主義国家としての日本、立憲民主主義の国として成り立っていく上では、とても大切なことだと個人的に強く思っています。そのあたりも運動をさらに進めていきたいと考えています。

(村越会長)

5月24日の「第23回憲法記念行事シンポジウム」でも、賛否両論が期待されますね。

(伊藤副本部長)

そうですね。賛成・反対それぞれの立場のパネラーに参加していただいて、どういう議論になるかわかりませんが、そういう場を多くの市民の皆さんたちにも見ていただいて、考えるきっかけをもっともつつくっていただきたいと思っています。

(北川議長)

1995年の地方分権推進法と2000年の地方分権一括法が背景の一つあります。自治体のほうも、前例踏襲でずっとやってきた問題が、地方自治体も地方分権一括法を見据えて、こういった流れ、機関委任事務の全廃、自治事務という流れの中で、一気に自分たちの町の憲法をつくろう、自治基本条例をつくろう、それに対抗して議会のほうも議会基本条例をつくろうということになった。われわれの存在意義は何かということで、一気に広まって、議会基本条例を、500を超える自治体が制定し始めております。形式的といえどもそれまでのところもあります。形式が実質に及んで、実質的な地方の政府といえますか、自分たちで自己決定して自己責任をとっているところもある。

そうすると、地方分権時代にあって、地方自治体に法の支配を行使せよというものが相当高まってきています。それを広く、もっと全体で支え合う土壌というのは、政治的云々

は別として、私としては日弁連にかなりの部分をお考えいただきたい。これが一つの大きなきっかけになるのではないかということで、徹底的に国民が議論して、成熟した中で決定していくという、そういうことが必要だと思っています。

(菅沼事務次長)

すみません、1点補充させていただいてよろしいでしょうか。憲法問題対策本部の担当をしております、事務次長の菅沼です。

各地のシンポジウムの関係でいきますと、先週の土曜日に大阪弁護士会の主催で市民集会を行いました。そのときには、青井未帆学習院大学法科大学院教授という憲法学者の方とともに、大阪弁護士会の会員で改憲派と護憲派の2人のパネリストが出て、徹底的に議論をしたと聞いております。

それから、今北川議長がおっしゃった地方自治体との関係についてです。前回の理事会、各弁護士会の会長が集まっているいろいろな議論する場なのですが、そこである会の会長が、この集団的自衛権の問題はぜひ地方自治体の皆さんにも考えてもらいたいと発言しました。できることならば地方自治体の議会といったところで決議を上げてもらうようにするなど、そういうことも含めて自分の弁護士会では取り組んでいきたいとの発言がありました。そのために、日弁連の定期総会決議などが上がれば、それも一つの議論をしていく材料として使っていきたいのだと、おっしゃっていました。非常に頼もしく思い、そういう動きを日弁連の憲法問題対策本部としても取り組んでいきたいと思っております。以上です。

(フット委員)

1点だけよろしいでしょうか。先ほど長見委員より、閣議決定をもって法を解釈するという例が他にもあるという話をされました。集団的自衛権は、憲法改正の議論と関わってきますけれども、閣議決定でどこまで法解釈できるのか、ある意味ではより広がりのある問題と関連しているとも思います。集団的自衛権では、こういう解釈の変更があったとしても、實際上裁判となるのは相当先だろうと思っておりますけれども、その他の例ですと、あるいは消費者関連で早い段階から具体的な影響が出るはずで、それを裁判の場で、閣議決定でどこまで法解釈ができるのかという議論はあつてしかるべきだと思いますし、裁判運動といえますか、訴訟の観点からもアプローチを進めてほしいと思っております。

(北川議長)

よろしいでしょうか。それでは、この議題はこれで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきたいと思います。

議題②日弁連の再審支援事件の成果と現状について

(北川議長)

第2の議題としまして、「日弁連の再審支援事件の成果と現状について」を検討していきたいと思っております。まず、泉澤章人権擁護委員会第一部会長にご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(泉澤部会長)

よろしくお願ひします。弁護士がこういった再審事件をなぜ支援するかといいますと、先ほど集团的自衛権の問題にもありましたけれども、普遍的な人権擁護の問題だと思うのです。個人的には、集团的自衛権でいえば、殺されたくないけれども、自分が殺す立場にもなりたくないということで、そういう世界的な普遍的な人権を守ることが、おそらく弁護士会として、われわれ弁護士として、基本にあるのだと思います。

私たち弁護士の立場からいえば、無実である人、無辜の人が有罪とされて、いわゆる袴田事件のようにいつ死刑になるかわからないという状況に置かれるということは、司法の正義という立場からいえば本当に耐え難いことになるわけです。

そういう意味では、この再審を支援するというのは、私たち弁護士に課せられた最大の使命ではないかと思ひますし、それゆえに日弁連が再審事件を支援するというのは、当然の使命ではないかと私自身は思ひています。

ただ、いわゆる袴田事件については、48年間身柄を拘束されて、いつ死刑になるともわからないという状況に置かれていたわけですが、そのうちのかかりの期間を日弁連が支援してきました。1981年から支援しているのです、日弁連支援だけでも33年になります。かなり早い時期にといひますか、通常審ではないですけれども、再審を請求することになってからは、日弁連の支援は早くになされてここまで来ました。

先ほど申し上げたように、理念としては、弁護士はこういった無実の方を救うべきだということはあるのですが、ではなぜ日弁連がするのかということになると、もう少し説明が必要かもしれません。

事前配付資料の14ページからになりますけれども、弁護士白書の一部を抜粋しております。日弁連における再審支援の取組みの中で、なぜ再審支援制度が始まったのかということが書かれております。これを見ますと1960年のいわゆる徳島ラジオ商殺しという事件から特別委員会ができ、それが日弁連の人権擁護委員会の中に組み入れられて始まりました。一般的にいひますと、弁護士会というのは公的な団体でもありますので、個人を支援するということは、本来であればなかなか難いことです。

ただ、そうはいつても、最大の人権侵害ということで公的団体の日弁連こそが支援しなければならぬという声が高く、支援を続けてきました。もとより日本は三審制をとっております。地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所で有罪が確定すると本来執行しなければならぬわけです。牢屋に入れるというのもありますけれども、死刑ということも当然あり得るだろうと思ひます。日本では、いいか悪いかは別として、一旦起訴されると99.9%有罪になるのです。このパーセンテージは、おそらく世界でも類を見ないほどだと思ひます。そこで有罪になったものを、また違うのではないかとやり直すということは、非常に難い。ラクダを針の穴に通すほど難い、要するに不可能だと言われていたわけです。

それが1975年にいわゆる白鳥事件の決定があり、それは再審開始はしませんでしたけれども、再審請求が認められるか否かのときでも、疑わしきは被告人の利益にという通常の

刑事裁判における原則が当てはまると言い出し始めてから、再審の門が開き始めました。

この資料集にも出てきますけれども、その後4つの死刑事件が日弁連支援のもと、再審請求をして認められ、無罪になりました。再審公判が開かれ、最終的に無罪になりました。

逆に言えば、再審請求しなければ無辜の人が死刑になっていた可能性が非常に高いわけなのです。そういう意味では、ぎりぎりのところでこの4人の方々は救われたのだと思います。その中の1人、5人目が、袴田巖さんになります。ただ、日弁連の人権擁護委員会で再審支援し始めてからも、もちろん支援に至ったものもあれば、支援に至らないものもたくさんありました。

これは最近、先ほど申し上げた死刑4事件の後に、一時期は冬の時代を迎えたのですけれども、2000年代に入るとまた再審で認められる事件が出てきました。再審開始が決まり、無罪になるというのが、最近特に多くなりました。マスコミの報道等でおわかりになるような事件がかなりあると思います。例えば、2009年にはいわゆる足利事件、DNA鑑定でこれは真犯人ではないということがありまして、その後も布川事件、東電女子社員殺人事件と、様々な重大事件で再審が開始されることになっています。最近では再審でも何とかなるのではないのという意識が一般的にも広がったのか、日弁連に対する再審支援の要請が激増しています。

この23/42ページのところに、再審支援申立事件状況の表があります。2001年に再審支援の申立件数は9件だったのです。ところがだんだん増えていきまして、2003年辺り、確か大崎事件の再審開始のころでしょうか、もう少し後でしょうか、20件台になってきました。2009年に39件、2010年に34件、2011年に48件、2012年に52件ともものすごい件数が、日弁連に支援を申し出てくることになったわけなのです。

ところが、残念ながらそれに対応する弁護士がそうそう簡単に集まるわけでもないのですね。やはりとても特殊なのです。再審の弁護をするというのは、特殊な問題があります。一度有罪が決まっておりますので、今までの記録の読み込みもそうですが、新たな新規明白な証拠といいますけれども、新たに確定判決を覆すような証拠を必要とされるので、かなりの労力、言ってみればねばり強さが求められるのです。そういう事件を支援する、審査するというのもとても大変でして、現在ですと、常時、十数名の弁護士が審査にあたっているという状況です。率直に言って、滞留がものすごくありまして、予備審査に時間がかかりすぎだというのが、日弁連の人権擁護委員会で問題になっています。

ただ、部会長として実際やっているほうから言いますと、確かに早くやりたいのですが、早くやることによって、またわれわれ自身が無辜の訴えを退けてしまう、救わないということになると、これはまた第二の人権侵害とまでは言いませんけれども、やってはいけないことだと思います。ある程度の慎重さが求められるので、時間が長くかかるというのは、申し訳ないですけれども、若干あるかなという気はしております。そうはいつても、最近の日弁連の人権擁護委員会第一部会では、早い速度で進めるように、特別嘱託弁護士も含めてあたっている状況であります。

現在は8件を日弁連が正式に支援して、そこに委員を派遣するという形をとっています。死刑事件で言いますと、名張毒ぶどう酒事件があります。これは通常審の1審が無罪だったのですが、その後死刑が確定し、その後再審をずっと求めていて、一度は再審開始決定にもなったのですが、またそれが覆されるという流れをとっております。この事件1961年ですから、50年以上も前の事件になってしまっています。請求人の奥西勝さんは今87歳で、八王子医療刑務所にいますけれども、寝たきりの状況にあります。

袴田事件では、皆さんもテレビ等でご覧になっているように、最初は拘禁症状がとてもひどくて、よく反応できませんでした。昨日でしたでしょうか、名誉チャンピオンベルトを与えられて、非常に元気になりつつあるという状況ですが、袴田さんも78歳ですので、とても高齢になっています。

他に死刑事件では、マルヨ無線強盗放火殺人事件というのがありますし、日野町事件というのがあります。松橋事件、福井女子中学生殺人事件、東住吉事件、姫路郵便局強盗事件については、なかなか再審開始決定になっても検察側が即時抗告をして、すぐに再審公判に至らないというのをございます。全面的な日弁連の支援で解決しているというのが、まだまだ少ないという状況になっています。

今後なのですけれども、袴田事件が訴えかけたものは、私どもとしては非常に大きいと思っています。というのは、袴田事件でもありますがけれども、ほぼすべての再審事件に共通する問題として、過酷な取調べにおける自白が証拠として採用されて、直接の証拠になって、最終的に死刑といった重大な判決が言い渡されるということが多いのです。

足利事件、私も弁護人を務めましたけれども、実は当時は出始めのDNA鑑定で、警察側としてもまだ決定的という考え方を持っていなかったようで、それを基にかなり過酷な取調べをしていました。それで、11時間後には自白に至るという状況もありました。布川事件も自白がされています。そういう虚偽自白の問題が、袴田事件でも非常に訴えかけている大問題だと思っています。密室での取調べに基づく自白ですね。

他には、科学鑑定の問題などいろいろな問題もあります。昨今では、証拠開示の問題があります。フット委員はアメリカの裁判をよくご存じなので、日本との違いがよくわかりだと思えます。日本はとにかく警察側が集めた証拠というのは、なかなか開示しません。再審になってやっと出てきて、実は決定的な無罪の証拠になるというのが、最近本当によくあるのですね。袴田事件でも、いわゆる5点の衣類が、袴田さんが犯人だという証拠になったのですが、証拠開示されてやっとカラー写真が出てきたのです。当時から今まで言ってきたものと違うことが出てきたというのがありましたので、証拠開示は非常に大事なのですが、今の制度としては、全面開示という状況に至っていないわけなのです。

ここに至ってわれわれは、一つひとつの個々の再審を支援するだけではなく、刑事司法全体を変えなければならないのではないかと考えています。その一つが、日弁連で今ものすごく取り組んでおります捜査過程の全面可視化の問題があります。もう一つが、証拠開示の問題だと思えます。身柄の拘束が非常に長期間、日本では特に長期間にわたっている

もとで自白が取られるので、いわゆる人質司法とされています。そのような状況も大問題だと思っています。

そういう法制度自体が変わらなければ、第2、第3の袴田事件も起こりかねないと私たちは考えます。そうすると、究極の人権侵害である冤罪というものがなくなる。いつまでたっても無辜の人たちの訴えを解決していかなければならないという状況になるのではないかなと思います。

そういう意味では、8つの事件だけではなく、法制度に対する取り上げについて、人権擁護委員会第一部会（再審部会）としてもこれから重視していかなければならないと思っています。

31/42 ページで、「第3章 えん罪根絶に向けて—今後の課題—」ということで5つあげていますが、先ほど私が話したものを含んだ5つになっています。ぜひ私たち弁護士だけの力ではどうにもならないところがありますので、市民の方々の声を広く集めた上で、法改正に結びつけていただければと思っています。私からは、簡単ですが以上です。

（北川議長）

どうもありがとうございました。それでは、泉澤人権擁護委員会第一部会長のご説明がございましたが、委員の皆さんからご意見等、ご発言をいただきたいと思っています。

（湯浅委員）

私はど素人なのですが、31/42 ページ、今後の課題というところで触れているのですけれども、3番の証拠を持っているか持っていないかを含めてわからないというのが、袴田事件のときにすごいなと思ったのです。一体これは何だと思いました。取調べの可視化については、いろいろ慎重論があるのは新聞報道などを見ていて、何か駆け引きというか綱引きをしているのだというのはわかったのですけれど、今回の袴田事件では3番の持っているか持っていないかも含めて、検察以外の方にはわからないという状況があることに驚きました。これを変えることに対しては割と広い理解が得られるのではないかと素人考えで思ったのですが、今これについてどういう検討状況にあるのでしょうか。例えば法務省の中に検討会がつくられているのか、あるいは政党でいうとどういうところが慎重なのか、どのような理屈なのかを、教えていただければよろしいでしょうか。

（泉澤部会長）

おそらく神副会長のほうが詳しいと思いますが、私のほうから先に言わせていただきます。確かに湯浅委員がおっしゃられたように、この話が一番、一般市民の方と法律家のギャップが激しいところなのです。警察、検察が集めていたのだったら、起訴したときになぜ出さないのか、全部見せればいいではないか、といわれます。

われわれのような法律家になると少し染まってきて、いやいやそうは言っても、などという方もいますが、弁護士の中でも同じように、起訴された場合に全部開示することには何の不利益があるのかと思います。むしろ、有罪どころか無罪になるための証拠も混ざっていることがあるし、冤罪だとわかるのは、そこから出たりするわけなのです。そちらの

ほうがむしろ早いのです。再審請求段階になって、そんなものが出て無罪になったって、今までの何十年間は何だったのかという話になるわけなので、なぜ反対するのかと思います。いろいろと理屈はあるようですけども、われわれは少なくとも納得できるような理屈ではありません。証拠漁りなどと言われるのですけれど、証拠は確かに漁ります。無罪だと訴えている方のための証拠なのですから、弁護士は力が無いのですけれども、それはいろいろなものを本当の意味で漁ります。

それがなぜ非難されなければならないのかと、私などは本当に強く思います。なので、この点については、今法制審特別部会などでも話は出ているようですけども、もっとドラスティックに変えていただきたい。刑事訴訟法の通常の裁判では、裁判員裁判になれば、期日間整理手続というのがあるのですけれども、要するに裁判になったときに、ある一定の証拠を出さなければならない。弁護人が請求すれば出さなければならないという制度が新たにできたのです。しかし、それは全部かどうかということではありません。

特に警察の段階で何が集まっているということを用いて、検事にも話を聞いたことがあるのですけれど、実はわからないというところもあるようです。捜査資料というのについて、弁護する側のほうとしては何かあるはずなんだと言って、では何なのか言ってみろと言われても、それがわからないからこう言っているのですとしか言えません。この状況は改めるべきだと私は思います。

(神副会長)

刑事司法改革を担当していて、法制審特別部会の関係にも関わっている神からお話ししたいと思います。

日弁連も市民も全面的証拠開示を強く要求しているというのは、そのとおりです。これに対して捜査側といいますか、検察、警察側は、基本的には先ほど泉澤部会長から話があったように、やはり弁護側が証拠漁りするのはおかしいという理屈で議論が進められています。先の司法制度改革において、公判前整理手続という、いわゆる争点整理をする過程の中で、証拠開示というものが請求権として認められるというのが、はじめて権利として認められた証拠開示請求権なのです。

これは、具体的に起訴状に書かれた内容について、弁護側から、検察から出た証拠をまず見て、これがあるなら他もあるでしょうという類型的なものは全部出してほしいと言うと出してくれるのです。次に、今度私どもはこの事件についてはこういう主張をしたいのだという話をすると、その主張関連で証拠書類が出てくるのですけれど、それ以外のところは出てこないから、結局、全面証拠開示にはならない。しかも公判前整理手続というのは、すべての事件でとられていることではないものですから、一般の小さな事件の場合は、なかなか証拠開示などは権利として認められていないという状況にありました。

今回の司法改革では、全面的証拠開示を私どもは主張したのですが、結局この証拠漁りについて、証拠漁りと言っている捜査側と、権利として認めろと言っているところと中間領域、いわゆる証拠漁りにならない範囲で主張するのに必要なら出しましょうという形の

やり方を前提としています。全面証拠開示かといったら、そうではなく、実は今の法制審特別部会の中ではいろいろな議論をしたけれど、現段階でやれるのは、検察側が持っている証拠のリストの開示ですねとなった。それも先ほど来申し上げているように、公判前整理手続という一定の手続がとられた場合については、そのリストの開示をしましょうかという形の議論がされているという状況です。

あわせて今日の資料の 38/42 ページに、基本構想ということで、最終段階の事務当局試案というのがあります。これが出る前に、証拠開示の議論をするにあたっては、再審請求審における証拠開示もやったほうがいいのではないかという議論があって、それも議論をしましょうということで議論はしました。

結局のところ、今回最終ステージで上がってきている中には、再審請求審における証拠開示はテーマとして上がってこなかった。その大きな原因は、再審請求についての細かな規定がまったくないのに、証拠開示だけを抜き出してやるというのはどうなのか、全体的な再審請求審の条文なりいろいろなものがつくられた上で、これも考えましょうという形になってしまったという経過です。

ただ、たまたまこの議論をしているときに袴田事件の再審開始・釈放が起きましたので、私たちは単なる将来の課題ではなくて、もっと直近で何かしなくてはいけないのではないかということを次のステージのところで意見として述べていこうと考えているところです。

(湯浅委員)

ありがとうございます。その証拠漁りするからというのが、開示しない理由になるというのがいまい腑に落ちませんでした。証拠漁りというのは、要するに全部出してしまおうと、何かあることないこと言い出して、弁護士はどうせ無茶なこと言うでしょうというような、そういった不信感があるということですか。

(神副会長)

おそらくそうでしょう。私たちは、結局、警察官も検察官も税金を使って集めた証拠なのだから、これは弁護側と共通に利用できるべきだということを言っているのですが、これがなかなか通らないというのが現状です。

(北川議長)

では、次にフット委員。

(フット委員)

私が初めて本格的に取り上げたテーマは、死刑冤罪事件でした。ですので、私にとっては古くて新しいという感覚です。免田事件その他の死刑冤罪事件の再審判決が出た 1980 年代において、警察側、法務省側は、戦後初期は新しい刑事訴訟法の導入後で、新しい制度の理解が足りない等の理由で、冤罪はそういう時代の問題であって、今はそれほど心配しなくていいはずだという立場でした。と同時に、1980 年代にも様々な改革の提案がなされました。私から見ますと、建前だけではなく、法務省側も裁判所側も弁護士会側も非常に

積極的に取り組んでいました。アメリカにおいても冤罪はあって、死刑の冤罪がフロントページに出たりしても、次の週にはみな忘れていくような状況です。80年代の日本では、そうではなかったと思います。

振り返ってみますと、少なくとも具体的な司法制度改革の形で、それらの提案はすぐには実現しませんでした。例えば、1980年代当時、外部によるチェック機能は、結局はほとんど導入されませんでした。

しかし、私から見ますと、いくらそれぞれの分野ごとで一生懸命取り組んでも、何らかの形でチェックの機能がないと、いつの間にか真剣にやらなくなるのではないかと心配しておりました。弁護士会の努力で、当番弁護士制度は1990年代初頭から全国で実施されるようになりました。そして司法制度改革審議会以降の改正では、少なくとも証拠開示がある程度広がりまし、また弁護体制、被疑者の段階からの国選辩护人制度、そして裁判員制度の導入など、いろいろところで確かに改正が行われました。

証拠開示関連では、私の調べたところでは、戦前は、原則として、一件記録すべては辩护人に提供されるということになっていましたけれども、戦後は、アメリカの影響等ewithる当事者主義制度が導入されました。検察側の強硬な態度として、当事者主義において、それぞれ弁護側と検察側は、自分の証拠を集めるという理論ですから、検察側は辩护人に何も出さないという立場を取ったようです。ある程度変わりましたが、結局は、基本的な立場はずっとその路線になっているようです。しかし、その間にアメリカは大きく変わりました。1963年に最高裁が下した有名な **Brady** 判決で、検察側の持っている被疑者被告人にとって有利な証拠があれば、請求さえあれば、それを全面開示、被疑者被告人に有利なものまで、憲法上の権利として出してもらえろという制度の導入がありました。50年も前の話ですが、アメリカにおいて非常に画期的なことでした。

もう一つ DNA 鑑定について、アメリカの最近の判決では、DNA 鑑定の再鑑定などを要求することは、憲法上の権利としては認められていないという曖昧なものがあります。しかし、もちろんある程度の例外もありますけれども、ほとんどの州、50州のうちの47州と連邦制度では、DNA 鑑定の再鑑定などを認める制度が設けられています。

ですが、足利事件等の事件が反映するように、せめて DNA 鑑定の再鑑定を全面的に認めること、または有利である証拠があれば開示するということが、外部によるチェックを可能にするためには極めて大事だと思います。先ほど証拠開示についての見込みという話がありましたけれども、DNA 鑑定についてはどうなのでしょう。それを未だに認めない方針ですか。

(泉澤部会長)

DNA 鑑定については、日本ではアメリカよりは導入が遅かったし、利用するのも遅かったので、まだ発展途上だと思います。足利事件も、私が弁護士になってすぐに弁護団に入ったのですが、あの DNA 鑑定が何を意味するのかということ、裁判所も検察官も辩护人もよくわかっていませんでした。

まだ発展途上の最初のころだったので、よくわからないということは、どれくらい不具合があるかというのわからなかった。もう一度菅谷さんの髪の毛で再鑑定を依頼してみたら違った。そうであれば、裁判所で再鑑定してくださいと言ってから、実際にやるまで何年かかったか。9年か10年くらい経ちました。

なぜかという、再審請求審のところでも裁判官は、もう一度DNA鑑定できると言ったのだけれどもやらなかったのです。それはなぜかというよくわからない。その裁判官から聞いてみないとわかりませんが、最高裁が一度有罪にしたものをまた再鑑定をすることによって、結果がどうかは別にして、もう一度疑うような行為をすることが嫌だったのかもしれませんが。裁判官が何を考えていたかわかりませんが、ただ、足利事件以降、非常にDNA鑑定で結果が出るのであればやりましょうというのが、今の裁判所の姿勢ではあると思います。

東電女子社員殺人事件はそのとおりでしたし、袴田事件の再審請求審では、今回は非常に弁護側、また検察側の鑑定人にしっかりとやらせました。一度は再鑑定できないと言ったのだけれども、もう一度行わせましたので、そういう意味では日本もDNA鑑定で、これからは裁判としては優遇されている。

ただ、今後、それ故に保管等の問題などたくさん出てくると思います。そこは慎重に考えていかないと、かえってDNA鑑定で冤罪を生むということも少なくはないと思っています。弁護人としては慎重にやるべきかと思っています。

全面的証拠開示については、私どものように特に冤罪関係を扱う弁護人としては、なぜ早く制度化しないのだろうか、早くしてほしいと思っています。これは先ほど神副会長もおっしゃったように、警察、検察の方々の話の中では、弁護士はどうしても少数派なので、われわれの声が多数派、マジョリティになるなどということはなかなかないのです。

ですので、市民の方々がやはり冤罪はおかしい、冤罪が起きた原因が証拠開示にあるのはおかしいでしょうとなっていたらいい。先ほど湯浅委員がおっしゃったことは、ある意味で一般市民の感覚が、われわれの言っていることと同じにならないと、やはり先は暗いかなという気がしております。

(北川議長)

次に、中川委員どうぞ。

(中川委員)

私はあまり詳しくないのですが、冤罪事件というのは大きなボタンの掛け違いなのだと思います。ボタンの掛け違いの出発点はどこにあるのかと考えますと、やはり最初の取調べの現場にあるのでしょうか。これは警察であり、検察であり、しかもその一担当者と被疑者との関係から始まるような気がしてならないのです。

被疑者の性格もあるでしょうし、その取調べを担当した検察官の能力、あるいは性格、いろいろなものがあるでしょう。要するに、現場の人間的な関係というものが、非常に重要な要素になっている気がしてならない。

そこでボタンが掛け違いと、どこまで行っても最後まで掛け違ってしまうという基本的な問題ではないかと思っています。特に日本の場合、さっきおっしゃったように、人質司法ですから、とにかく1対1の関係で、微妙な心理状態の下に行われる。その辺が非常におかしいなと思っておりまして、そこをもう少し開放的にするような方法がとれないかと感じています。

ここでおっしゃっている今後の課題、これは小さく書いてありますけれども、冤罪から学ぶという姿勢、要するになぜそういうものが起こるのかという原因の糾明。これは心理学的なこと、あるいは経済的なこと、非常に幅の広い角度から検討する必要がある気がしております。どういう体制がいいのかわかりませんが、チームというか組織による根本的な解明を第三者もよって行う。もちろんそこだけがボタンの掛け違いの原因だとは言えないかもしれませんが、少なくともそこに何かあるように思いますので、そのあたりを究明すべきではないか思っているのです。

そういう動きがあれば、そこから後の議論というのはまな板の上に乗った議論でして、ボタンが掛け違っているはいくらやっても簡単には直せない。最初がどうなのかと。アメリカなどは弁護士の立会いが許されているわけです。もちろん可視化もやられていますし、日本はそのところがブラインドになっていますから、一番ここが欠点になっているのではないかと思います。

(泉澤部会長)

おっしゃるとおりです。資料に、冤罪原因の調査委員会の設置を求める院内集会というものがありますけれども、実はこれが冤罪をつくったのだという原因の一つが解決すれば、絶対に冤罪がなくなるということは多分ないと思うのです。事件ごとにおそらく違うでしょうし、これは一つのヒューマンエラーなので、ある種の定型はあるかもしれないけれどもそれぞれ違うでしょう。まず、原因を突き止めなければ処方箋もできないし、制度設計は本来できないと思うのです。

そういうことやっているのでしょうとよく言われるのですが、今までそれをやった機関はどこもないのです。警察は警察、検察は検察、弁護士は弁護士・弁護士会で独自に調査したことはあって、報告書を出したことはあるのですけれども、例えば法曹界全体でやったことはもちろん一度もありません。裁判所は特に、われわれは判決で言うのだから、それ以外のことはまったくやりませんという姿勢がかなり頑ななのです。

ですので、独自の第三者機関、独立したと書いていますが、言ってみれば司法からも行政からも独立して原因を調査することをしないと、結局同じことが何度も何度も起こるのではないかという至極真っ当かつ当然のことを言っています。実は今までそういうことをやりましょうといった方もいたかもしれませんが、ある種大きな形で制度設計もしてやりましょうと言ったのは、多分今までほぼありません。少なくとも法曹三者の機関の中で出たことはなかったと思います。

この第三者機関による冤罪原因の糾明というのは、非常に古くて新しいことなのです。

日本もアメリカもありますけれども、飛行機事故、航空事故などですと独立調査委員会がありますね。罪に問わない代わりにすべて言いなさいとなる。それをやらないと次の大事故につながるからと言います。私たちも同じように、冤罪事件についても、袴田さんのようにもしかしたら死刑になってしまったかもしれない大事件については、なぜそれが起きたのか、法曹三者を呼んで、有識者の方にも話を聞いて、原因はこれだと探る必要があります。法律がどうなるかは、立法府に任さなければならないし、われわれの手は離れますけれども、少なくともそれをやらなければ、私も本当の意味で変わらないのではないかと思いますのです。

(中川委員)

ぜひやっていただきたいですね。そうすれば、一つひとつがマスコミでも大きく捉えられて、気の毒だったけれども頑張った、でもこれだけではだめなのだと思うでしょう。

なぜそれが起こって、ではどういうふうに今後すべきかということがあって、初めて冤罪に対する国民の安心感というのが生まれていくわけです。

(フット委員)

先ほどアメリカでは、冤罪事件があってもすぐ忘れられてしまうという話をしました。マスメディアの中にはそういう取り上げ方をしている報道もあります。しかし、それこそ本格的に調査を行い、最近少なくとも幾つかの州においては検察側も協力的で、冤罪の解明について、弁護人側、検察側、そして研究者がお互いに協力しあっています。死刑事件以外も含めて、何百件もの冤罪事件を対象として原因解明を行っています。アメリカでこのような調査の結果として、大きな理由は、誤った目撃証言というものが一つの原因となっています。

私にとって、検察側が協力的になったことは印象的です。そのように協力的になったのはなぜなのか、とこの調査に参加している研究者に尋ねたところ、結局のところ DNA 鑑定が関係していることが分かりました。1990 年代の前半からいわゆるイノセンスプロジェクト(Innocence Project、つまり無罪のプロジェクト)というのが、あるロースクールで始めて、今は全国的にいくつものロースクールにネットワークとなっています。そういったネットワークで徹底的に冤罪なのかも知れない事件について、DNA 鑑定の請求などをしました。その活動の結果として、既に 3 百数十人の無罪が確定しています。DNA 鑑定によって明らかに冤罪であった事件がこれほど多いということを知って、検察側としてもこれは無視できないということになりました。それをきっかけとして、検察側も原因解明に協力的になったということです。アメリカでは、一般的には冤罪は忘れられてしまう傾向があるかもしれませんが、しかし、原因解明の作業により、相当程度、制度の改善が進んできたというのも、アメリカの現状であるということを知りたいと思います。

(泉澤部会長)

要するに冤罪とわかったときにはどういう態度をとるかというのが重要だと思っています。私も最近、指宿昭一先生からお聞きしたことがあるのですが、アメリカでは裁判官、

州の最高裁判事が中心となって解明しようということになって、その方は共和党支持の保守派なのですが、やはり正義に合わないということで調査をするという話をして、とても積極的にやっている。おそらくその土壌には法曹一元があるのかと思っています。裁判官も検察官もみな、一応弁護士からなるということもあって、共通認識というのは一つあるかもしれません。悪いことがあったらどうするかということを常に考えるというか、次にそうしないようにしようというのは、おそらくアメリカではそういう司法のあり方が生きているのだと思います。日本はまだそこまでは行っていないのです。精密司法という面については、日本はそれほど悪い国ではないとは思っていますが、何か起きたときに、感情的に特殊なものとして済ましてしまうということが一番私としてはどうにかしたいというところでは。

(フット委員)

1点だけお話しします。独立した第三者機関による冤罪の原因究明というのは、アメリカの場合は、個々の事件におけるものではありません。数百件の事件を対象として、学者なども集めて原因究明の組織を設けたということは、一つのモデルとなるかも知れません。

(中川委員)

これはどの程度進んでいるのでしょうか。

(泉澤部会長)

まったく完全ではないのですけれども、日弁連として法律要綱案のようなものをつくっています。検察庁や最高裁にも送ってはいるのですけれども、意見書も含めて、まだ法曹三者の話になるということにはなっていません。昨年11月に初めて院内集会をやったのですが、まだ本当にスタート時点のような状況です。制度自体があっているのかどうかも含めて、本当は法曹三者あたりで話せばいいのですが、そのあたりについてはなかなか難しいのかもしれませんが、執行部のほうにお願いしたいところです。ぜひ私としては、早く実質論をやっていきたいと思っています。

(中川委員)

フット委員の話に関係して、アメリカをはじめ諸外国に一遍調査に行くことも大切だと思います。

(湯浅委員)

法曹界の中では少数派なので、世論の後押しをというお話がありました。漫画をつくったらどうでしょうか。市民の理解が一番得やすいポイントだとおっしゃいましたが、やはり、えっという驚きがあるのです。その驚きが関心に結びつくので、そういうところから入るという意味では、非常にキャンペーンしやすいテーマではないかと思うのです。漫画向きだというのは、とてもシリアスなことも入っているからだと思うのです。さっきの証拠漁りですとずっと考えていたのですが、検察の方からしてみれば要するに、どうせあなたたち弁護士は有罪だとわかっているが無罪と言うのでしょうか、疑わしきは被告人の利益になどと言うのだろうかから、証拠くらいこちらで固めさせてくれないと、フィティー・フ

イティーにならないという感じなのではないかと思うのです。そうすると向こうには向こうの言い分があるわけです。しかし、だからといって排他的に税金を使って集めたものを検察側だけのものにしておいて、全部を晒してやれるだけの自信はないのですかという反論がもちろんあります。刑事訴訟の基本的な原理が入っていますが、表面的には何かとても滑稽な感じのことが行われていて、何かそういう驚きと、何やっているのだろうという感じがある。少し掘り下げていくと、シリアスな刑事訴訟原理が出てきて、真面目に考えなければいけないことなのだと思わせるというのは、とても漫画向き、教材向きなのではないかと思います。

私も初めて証拠漁りという言葉聞いて、いろいろ思いましたけれど、冤罪事件の背景を見せる。そして全面的証拠開示の必要性和難しさを示すために、そういう広報をやってみたらどうかと思いました。

(北川議長)

よろしいでしょうか。熱心にご審議いただきありがとうございました。ここ1、2年見ていると、一つは東日本大震災の復興支援で、日弁連がもっと広報を行ってほしいというところがあります。日弁連として支援を直ちに行ったということも新しい価値をどうつくっていくかという課題に対して、積極的に動かれたということだと思っております。再審の問題も、それぞれ新しい概念が生まれつつある状況下にあります。集团的自衛権の問題の政府独走にあって、立憲主義をどう考えるかという新たな課題もあります。分権時代、すなわち地方政治の時代に入って、自己決定、自己責任をとらなければならない中で、地方自治体は本当に法の支配の下に機能しているかという、なかなか難しい。大きな問題がたくさん最近出てきているということを考えますと、日弁連、村越会長も重要な転換期になられているのだと思います。

今日の市民会議などもお聞きしていて、一つひとつ前へ解決していただくという時代に直面しているのかと思います。課題はあろうとも、解決をしていくということに向かっていただければということ、本日は感想めいて恐縮ですけれども、そのように思いました。

こういったところで本日はよろしいでしょうか。

それでは、本日の会議は終了といたします。次回第43回市民会議の日程は、平成26年9月2日の火曜日、現在5名の方がご参加いただけると伺っております。午後1時30分から午後3時30分に開催させていただきたいと思っております。

6. 閉会

(北川議長)

それでは、本日はこれで終わらせていただいてよろしいでしょうか。本日、予定しておりました審議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(村越会長) どうもありがとうございました。(了)